

公益財団法人 三輪正人育英会 奨学規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三輪正人育英会（以下「本会」という。）定款第4条第1項の事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、東京都内の大学に在籍し、学業、人物ともに優秀かつ健康であるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難と認められることを要するものとする。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、大学奨学生とする。

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金の給付する期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中に給付する学資金の額は、次のとおりとする。

月額 30,000円

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第5条 奨学生志望者は、身元引受人と連署した本会宛の奨学生願書に、在籍大学長等の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。

2 身元引受人は、本人が未成年の場合はその保護者、成年の場合は父母兄弟またはこれに準ずる者でなければ ならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、理事および学識経験者をもって計5名以上で構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在籍大学を經由して本人に通知する。

2 奨学生選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(奨学金の交付)

第7条 学資金は、1カ月分あて交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2カ月分以上をあわせて交付することができる。

2 学資金の交付は、直接本人に送金し、または、本人から申出のあった金融機関の口座に振り込んで行う。

(学資金受領書の提出)

第8条 学資金の交付を受けた奨学生は、その都度、速やかに理事長あてに学資金受領書を提出しなければならない。

(学業成績等の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末に成績証明書、卒業時に卒業証明書(大学院にあつては、修了時に修了証明書)を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、身元引受人と連署のうえ、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 身元保証人を変更したとき。
- (4) 本人または身元保証人の氏名、住所、その他の重要事項に変更があつたとき。

(学資金の休止)

第11条 奨学生が休業し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

2 理事長は、奨学生の学業または性行などの状況により、給付が不適格であると認めるときは、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の再開)

第12条 理事長は、前条の規定により、奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が終了または改善し、在籍大学長等を経て願い出た場合において、相当と認めるときは、奨学金の給付を再開することができる。

(奨学金の支給中止)

第13条 理事長は奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、在籍大学長等の意見を徴して、奨学金の給付を休止することがある。

- (1) 疾病などのために修業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があつたとき。
- (5) 在籍大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在籍大学長等を経て奨学金の辞退を申し出ることができる

(死亡の届出)

第15条 奨学生が死亡したときは、相続人または身元保証人は、死亡診断書を添えて在学中の大学長等を経て、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第16条 本会は、奨学生を社会有用の人材として育成するため、必要な一般教養の高揚その他の指導ならびに奨学生の学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成28年5月25日一部改正)

本改正規程は、平成28年5月25日から施行する。